

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和六年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡熊野町出来庭一〇丁目一九八九番九の一部、二七〇二番二の一部、二七〇二番六の一部、二七〇二番一一、二七〇七番二の一部、二七〇七番三、二七〇八番一、二七〇八番四の一部、二七〇九番一、二七〇九番三の一部、二七〇九番六、二七一〇番一、二七一〇番二、二七一〇番三の一部、二七一一番一、二七一一番三の一部、二七一三番二、二七一五番五の一部、二七一七番二、二七一七番四の一部、二七一七番五、二七一八番一、二七一八番二の一部、二七一八番三、二七一八番四の一部、二七一九番一の一部、二七一九番二、二七一九番三の一部、三〇八八番一〇の一部、貴船二七一五番三の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市南区元宇品町三番二八号

新未来建設株式会社

代表取締役 原 大